

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和2年8月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000051号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000039号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を26万円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月4日

請求期間について、A社から賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳、金融機関から提出された請求者に係る普通預金元帳及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書(以下、併せて「適用台帳等」という。)から判断すると、請求者は、当該期間にA社から26万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、事業主により当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認又は推認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の適用台帳等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000049号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000043号

第1 結論

請求者のA社における平成29年7月31日の標準賞与額を98万円に訂正することが必要である。

平成29年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成29年7月31日

請求期間について、A社から賞与が支払われ厚生年金保険料も控除されていたが、賞与の記録がないため、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、当初、請求者の請求期間における標準賞与額は、記録されていなかったところ、A社より年金事務所に提出された請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届に基づき請求期間に係る標準賞与額は100万円に訂正されているものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、訂正後の標準賞与額は、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

A社から提出された平成29年夏賞与支給明細及び給与関係資料並びに課税庁から提出された平成30年度給与支払報告書(個人別明細書)により、請求者は、請求期間において同社から100万円の標準賞与額に相当する賞与(100万円)の支払を受け、98万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(8万9,091円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内である

ことから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、平成 29 年夏賞与支給明細及び給与関係資料により確認できる厚生年金保険料控除額から、98 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成 29 年 7 月 31 日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 29 年 7 月 31 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000032号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000040号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年4月1日から平成3年11月1日まで

私がA社に勤務していた期間の標準報酬月額の記録が、実際に支払われた給与額に比べて低くなっているため、請求期間に係る記録を見直し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求期間当時の資料を保管していない旨回答している上、請求者は給与明細書等を所持しておらず、課税庁にも請求期間に係る課税資料が保管されていないことから、請求者の請求期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できない。

また、企業年金連合会から提出されたB厚生年金基金における請求者に係る中脱記録照会(回答)によると、請求期間に係る報酬給与は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することが確認できる。

さらに、オンライン記録によりA社において請求期間当時に被保険者資格が確認できる同僚の標準報酬月額を確認しても、請求者の標準報酬月額のみが低額である事情はうかがえず、請求期間の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000043号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000041号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年9月30日から同年10月1日まで

私は、A事業所に昭和55年10月1日に就職しC業務を行ったが、請求期間の厚生年金保険の記録がない。

昭和56年9月30日まで勤務していたことは間違いないので、請求期間について、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の記録、B社から提出された請求者に係る労働者名簿及びB社の事務担当者の陳述により、請求者が請求期間において、A事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の取扱いにおいて、事業主は、月末退職者について、退職月に係る厚生年金保険料を控除し、退職日の翌日である翌月一日を資格喪失日として届け出るべきところを、B社は、請求期間当時、厚生年金保険料を控除せず、退職日を資格喪失日として届け出ることを定例の取扱いとしていたことから、請求者の請求どおりの届出を行っておらず、請求期間に係る厚生年金保険料を控除していなかった旨回答及び陳述している。

また、B社から提出された請求者に係る労働者名簿の退職年月日及び厚生年金保険資格喪失確認通知書の資格喪失年月日はいずれも昭和56年9月30日と記載されており、請求者のA事業所に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、B社は、請求期間に係る貸金台帳等の資料を保管しておらず、請求者においても、給与明細書等の資料を保管していないことから、請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、上述のとおり、請求者及びB社は請求期間に係る標準報酬月額を算定又は改定するための資料等を所持しておらず、当該期間に係る標準報酬月額を確認することができないため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することができない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2000028 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2000042 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求内容の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 7 月 7 日から平成 27 年 2 月 21 日まで
請求期間当時、A社の関連会社であるB社に勤務し、両社から、合わせて 28 万円ほどの給与が支払われていた。しかし、標準報酬月額は 17 万円と記録されているので、実際の給与額に見合った記録の見直しを希望する。

第3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、A社において 17 万円と記録されているところ、請求者から提出された給与明細書によると、請求者の当該期間に係る同社の給与 (16 万 8,000 円) は、17 万円の標準報酬月額に相当し、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下、「厚生年金特例法」という。) に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間における標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらず、記録の見直しは認められない。

なお、請求者は、上述の給与明細書のほかに平成 20 年分から平成 26 年分までの給与所得の源泉徴収票又は給与支払報告書 (以下「源泉徴収票等」という。) 及び預金通帳を

提出し、A社と関連会社であるB社の両社から合わせて28万円ほどの給与が支払われた旨主張している。

しかしながら、給与明細書の差引支給額は預金通帳の入金額と一致しているものの、源泉徴収票等の給与支払者はB社と記載されており、同社とA社に分けられた給与明細書の内容と齟齬が認められる。

また、A社の事業主は、請求者との雇用関係、給与明細書及び源泉徴収票等の記載内容、厚生年金保険及び雇用保険の取扱い、給与の支払方法並びに報酬月額に係る届出などについて、不明である旨回答及び陳述している。

以上のことから、A社とB社の給与の合計額をA社における請求者の報酬月額として認めることはできない。